

利根町告示第 29 号

平成 24 年第 2 回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 24 年 5 月 25 日

利根町長 遠 山 務

1. 招集の日 平成 24 年 6 月 5 日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成 2 4 年 第 2 回 利 根 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	6 . 5	火	本 会 議	開会 提出議案説明(一部採決・委員会付託)	午前10時
2	6 . 6	水	本 会 議	一般質問(3人)	午後1時
3	6 . 7	木	本 会 議	一般質問(3人)	午後1時
4	6 . 8	金	本 会 議	一般質問(3人)	午後1時
5	6 . 9	土	休 会	議案調査	
6	6 . 10	日	休 会	議案調査	
7	6 . 11	月	委 員 会	付託審査(特別委員会)	午後2時
8	6 . 12	火	休 会	議案調査	
9	6 . 13	水	本 会 議	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成24年第2回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成24年6月5日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	師岡昌巳	君
企画財政課	長	秋山幸男	君
まちづくり推進課	長	高野光司	君
税務課	長	坂本隆雄	君
住民課	長	木村克美	君
福祉課	長	石塚稔	君
保健福祉センター	所長	岩戸友広	君
環境対策課	長	蓮沼均	君
保険年金課長兼国保診療所事務	長	鬼澤俊一	君
国保診療所	長	中澤義明	君
経済課	長	矢口功	君
都市建設課	長	飯塚正夫	君
会計課	長	菅田哲夫	君
教育	長	伊藤孝生	君
学校教育課	長	福田茂	君
生涯学習課	長	石井博美	君
指導室	長	仲田義弘	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	雑 賀 正 幸
書	飯 田 江 理 子

1. 会議録署名議員

5 番	守 谷 貞 明 君
6 番	坂 本 啓 次 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成24年6月5日(火曜日)

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号 平成23年度利根町一般会計繰越明許費について
- 日程第4 報告第2号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について
- 日程第5 議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第6 議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第7 議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第8 議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算(第8号)の専決処分について
- 日程第9 議案第31号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の専決処分について
- 日程第10 議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算(第1号)の専決処分について
- 日程第11 議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第34号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第14 議案第36号 利根町暴力団排除条例
- 日程第15 議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第16 議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議員提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第19 請願第3号 東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 報告第1号
- 日程第4 報告第2号
- 日程第5 議案第27号
- 日程第6 議案第28号
- 日程第7 議案第29号
- 日程第8 議案第30号
- 日程第9 議案第31号
- 日程第10 議案第32号
- 日程第11 議案第33号
- 日程第12 議案第34号
- 日程第13 議案第35号
- 日程第14 議案第36号
- 日程第15 議案第37号
- 日程第16 議案第38号
- 日程第17 議案第39号
- 日程第18 議員提出議案第2号
- 日程第19 請願第3号

午前10時00分開会

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、これより平成24年第2回利根町議会定例会を開会します。

会議に入る前に平成24年4月1日付で人事異動がありましたので、異動により就任した

課長を紹介します。

あいさつの方は自席でお願いいたします。

それでは、総務課長師岡昌巳君。

総務課長（師岡昌巳君） おはようございます。4月1日付をもちまして総務課長を拝命いたしました師岡昌巳でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） おはようございます。4月1日付をもちまして保険年金課長、あわせて国保診療所事務長を拝命いたしました鬼澤俊一でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、福祉課長石塚 稔君。

福祉課長（石塚 稔君） おはようございます。4月1日付をもちまして福祉課長を拝命いたしました石塚 稔でございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、保健福祉センター所長岩戸友広君。

保健福祉センター所長（岩戸友広君） おはようございます。4月1日付をもちまして保健福祉センター所長を拝命いたしました岩戸友広でございます。よろしくお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、学校教育課長福田 茂君。

学校教育課長（福田 茂君） 同じく4月1日付で学校教育課長を拝命しました福田 茂でございます。よろしく申し上げます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、会計課長菅田哲夫君。

会計課長（菅田哲夫君） 4月1日付をもちまして会計課長を拝命しました菅田哲夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、経済課長矢口 功君。

経済課長（矢口 功君） おはようございます。4月1日付をもちまして経済課長、並びに農業委員会事務局長を拝命いたしました矢口 功でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で紹介を終わります。

これから本日の会議を開きます。

議長（五十嵐辰雄君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

4月5日、守谷貞明議員から、放射能等災害対策特別委員会委員の辞任願いが提出されましたので、同日、これを許可しました。

次に、監査委員から、平成24年2月分から平成24年4月分の現金出納検査の結果について報告がありました。その写しをお手元に配付してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第118条の規定により、

5番 守谷貞明君

6番 坂本啓次君

を指名します。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、会期の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日より6月13日までの通算9日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月13日までの9日間に決定しました。

なお、会期の内訳については、お手元に配付の会期日程のとおりであります。

議長（五十嵐辰雄君） 審議に入るに当たり、本定例会に提出されました議案の総括説明を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） 皆さん、おはようございます。

平成24年第2回利根町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

最初に、提案議案の総括説明に先立ちまして、町政の一端を申し述べます。

初めに、ゴールデンウィーク後半の5月4日の大雨、そして6日の竜巻や突風等で被災されたつくば市北条地区及びそのほかの地域の被災者の皆様方に対しまして、この場をおかりしまして心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧と被災された皆様方のご健康をお祈り申し上げます。

まず、国内の経済・雇用状況について触れますと、内閣府は5月の月例経済報告において、基調判断を依然として厳しい状況にあるものの復興需要等を背景として緩やかに回復しつつあるとしております。9カ月ぶりに判断を上方修正しており、先行きについても復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるという見方をしております。

また、雇用情勢につきましても、国が最近発表した4月の完全失業率は4.6%と、先月よ

りも0.1ポイント悪化したものの、4月の有効求人倍率は先月と比べ0.03ポイント高く0.97倍となり、11カ月連続で上昇をしております。

懸念材料はあるものの、この数値だけを見ますと、景気回復の兆しが見え始めてきた感じがございますが、まだまだ予断を許さない状況であります。

ここで原発関係に触れますが、5月5日夜、42年ぶりに国内の原発50基がすべて停止したと報じられました。国内の原発稼働がゼロとなり、火力発電や揚水発電等の代がえ措置で乗り切ろうとしておりますが、これから本格的な夏を迎えようとしている中、電力不足による社会への影響や不安が依然として残っており、昨年に引き続き節電の必要性を強く感じているところでございます。

こうして社会情勢が変化する中、当町におきましても、平成24年度がスタートし、はや2カ月が経過いたしました。引き続き大震災の復旧に当たるとともに、そのほかにもさまざまな事業を展開しているところであります。

町政の一端等を申し上げますと、4月12日、日本ウェルネススポーツ大学の入学式が行われました。今後は町と大学との連携に関する協定や防災に関する協定を結び、町と大学、町民が一体となって町の活性化に向けたまちづくりの推進に努めてまいりたいと、そのように考えているところであります。

続いて、以前から検討しておりました自然環境にやさしい、現在非常に注目されている代がえエネルギーに着目し、この庁舎を防災上の拠点施設と位置づけ、そこで役場議会棟の屋上へ太陽光発電を設置することを決定いたしました。

続いて、放射線対策について申し上げます。

利根町除染実施計画につきましては、平成24年5月21日に環境省より承認されております。今後におきましては、この計画に沿って除染を行っていきたいと考えております。

また、利根町の放射線量につきましては、毎月測定結果を広報紙やホームページでお知らせをしておりますが、文部科学省が3月に設置したモニタリングポストが役場玄関前の右側でございますので、自由に見ていただきたいと思っております。

さらに、放射線測定器の個人貸し出しについて申し上げますと、4月より測定器の個人貸し出しをしておりますが、5月31日までに211名の方へ貸し出しされております。町民の皆様方におかれましては、今後も引き続き有効活用していただければと思っております。

続きまして、今年3月1日から始まった町民活動団体の情報サイト「とねっと」でございまして、5月31日現在、82団体が登録しており、このサイトの関心度が非常に高く、また、各種団体の活動が活発化してきていることが伺えます。

また、5月からであります。特に住民の方への情報伝達手段としまして、情報メール一斉配信サービスのシステム導入を図ったところでございます。現在、一般の方向けでは、カテゴリ別ではございますが、5月末現在延べにして691件の登録がございまして、今後、緊急性のあるものや伝達の必要が高いものを中心に配信していく予定でありますので、議

員の皆様方におかれましても、登録がお済みでない方はぜひ登録をお願いする次第でございます。

続いて、利根町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に触れますと、高齢者が元気に生き生きとした生活を送るためには、生きがいつくりや介護予防事業が大変重要であります。保健、医療、福祉の連携による高齢者の福祉施策を充実させるため、平成24年度から平成26年度までの第5期計画を本年3月に策定しております。

今後におきましても、この計画に基づき、要介護、要支援認定者が安心してサービスを利用できるよう対応してまいります。

また、フリフリグッパ体操、シルバーリハビリ体操などの普及により、介護予防の推進や高齢者の健康増進を図ることができるよう、地域ぐるみの施策を進めてまいります。

また、新型ウィルスの出現で世界的なパンデミックとなり大きな健康被害と、これに伴う社会的な影響をもたらす新型インフルエンザの対策について申し上げますと、本年4月に行動計画を改定しております。平成20年末に策定した利根町新型インフルエンザ対策行動計画を、将来の新たな新型インフルエンザ発生に備え、より実効性の高いものにしており、具体的対策の項目追加や発生段階の設定など、運用の弾力化を図る内容に改定しておりますので、今後においては、この計画に沿って対応、執行してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではありますが、町政の一端等につきまして申し上げますが、平成24年の施政方針でも述べましたとおり、福祉、医療、子育て支援や農地整備、都市生活基盤づくりなどを積極的に推進してまいります。こうした事業のほかにも地域医療や環境、廃棄物減量、そして商業の活性化、教育の充実など重要な課題が山積しております。

また、3・11の余震も依然として続いておりますし、将来、東海・東南海・南海大地震や首都圏直下型大地震が起きる可能性は否定できません。3・11の教訓を踏まえ、少しでも被害が押さえられるよう防災体制の見直し、充実を図る必要もでございます。町民の皆様方のご要望等をお聞きしながら、必要性や緊急性、そして費用対効果等も十分に検討しながら今後の町政運営に努めていきたいと考えておりますので、議員の皆様には今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、報告が2件、専決処分が6件、条例制定が1件、条例改正が6件、補正予算が1件の合計16件のご審議をお願いするものであります。

報告第1号は、平成23年度利根町一般会計繰越明許費について、報告第2号は、平成23年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について、いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものであります。

議案第27号は、利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第28号は、利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第29号は、利根町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、議案第30号は、平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、議案第31号は、平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について、議案第32号は、平成24年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてで、いずれも地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案第33号は、利根町職員定数条例の一部を改正する条例で、平成24年4月1日をもって茨城県南水道企業団に利根町水道事業が加入したことに伴い、公営企業の職員を削除するとともに、町全体の定数の見直しをしたいので提案をするものであります。

議案第34号は、利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、平成24年4月1日をもって茨城県南水道企業団に利根町水道事業が加入したことに伴い、水道事業運営協議会を削除したいので提案をするものであります。

議案第35号は、利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例で、利根町水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴い、同条例に関する事項の削除等を行いたいので提案するものであります。

議案第36号は、利根町暴力団排除条例で、暴力団の排除に関する施策等を定め、町民の安全で平穏な生活を確保したいので提案するものであります。

議案第37号は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例で、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴い、関係条例の一部を改めたいので提案するものであります。

議案第38号は、利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例で、第2次一括法の施行に伴い、都市計画法で定める都市計画決定の権限の一部が都道府県から市町村に移譲されました。そこで、この権限を町が有するためには、本町都市計画審議会を法で定める、法定都市計画審議会として設置する必要があります。こうしたことで、利根町都市計画審議会条例の設置等に関する規定を改めたいので提案するものであります。

議案第39号は、平成24年度利根町一般会計補正予算(第2号)で、歳入歳出それぞれ9,186万1,000円を追加し、総額を52億6,523万6,000円とするものであります。

歳入の主なものは国庫支出金と県支出金で、歳出の主なものは総務費と衛生費であります。

以上、提出議案の概要についてご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明をさせたいと思いますので、何とぞ適切なお判断を賜りますようお願いをいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 総括説明が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、報告第1号 平成23年度利根町一般会計繰越明許費について及び日程第4、報告第2号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許

費についての報告を求めます。

まず、報告第1号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、報告第1号 平成23年度利根町一般会計繰越明許費について補足してご説明申し上げます。

これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、ご報告申し上げます。

款13災害復旧費、項1 災害復旧費、事業名が公共土木施設災害復旧事業でございます。

これは、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災で被災いたしました利根ニュータウン地区の道路等の災害復旧事業で、施工において宅地等との高さなどの調整に時間を要したことで平成23年度内に完了できないことから、3,987万円を翌年度に繰り越すものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、報告第2号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 報告第2号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計繰越明許費について補足説明いたします。

これは、地方自治法施行令によりまして報告するものでございます。

二つ事業がございまして、羽根野地区污水管敷設工事でございますが、これは年度末近くになりまして追加で国から補助金があったことから、繰り越して工事を行っているものでございます。

次の霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金でございます。これは、県の浄化センター内の建設工事に伴います町負担金でございます。震災の関係で機器の納入がおくれたことにより繰り越ししているものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、報告第1号及び報告第2号の説明が終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第7、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの3件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第5、議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてから、日程第7、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてまでの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第27号及び議案第28号について、税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） それでは、議案第27号 利根町税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり4月2日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、第180回通常国会において提出されました地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、本年3月30日に可決いたしまして、4月1日から施行されたことに伴い、町条例においても改正の必要があることから専決処分したものでございます。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表でご説明申し上げます。

まず、1ページでございますが、最初に第36条の2、町民税の申告の改正でございますが、これは町民税の申告において、年金所得者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出が不要とされたことに伴う寡婦（寡夫）控除額の文言の削除でございます。

次に、2ページでございます。

附則第10条の2の改正でございますが、地方税法施行規則第7条の改正に伴う引用条項の改正と、新規に第10条の2を追加したことに伴い本条を繰り下げる旨の改正でございます。

新規に加えられました附則第10条の2、これは地域決定型地方税制特例措置、通称わがまち特例の改正につきましては、現時点で本町の固定資産税の賦課には該当しないものであるため削除としております。

次に3ページでございますが、附則第11条の改正は、土地の負担調整措置及び下落修正措置の継続に伴う対応年度の改正と旧法附則第18条第4項の削除に伴う引用条項の繰り下げでございます。

見出しの「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」としまして、また、「附則第18条の7項」を「附則第18条の6項」としたものでございます。

附則第11条の2につきましては、現行の土地下落修正措置の継続に伴う対応年度の改正でございます。見出しの「平成22年度または平成23年度」を「平成25年度または平成26年度」としたものです。

4ページも同様に対応年度の改正となっております。

附則第12条につきましては、宅地等の負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正、並びに住宅用地の据え置き特例廃止に伴う住宅用地関係の文言の削除及び旧附則第12条第4項の削除、項の繰り上げによる改正でございます。

見出しの「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」としたものでございます。

5 ページでは、「住宅用地または商業地等」を「商業地等」といたしまして、前ページ同様に対応年度の改正をしまして、文言の削除をしております。

6 ページ、7 ページでは、旧附則第12条第4項の削除により、項の繰り上げと対応年度の改正をしております。

8 ページになりますが、附則第13条につきましては、農地における負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正でございます。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例の改正につきましては、旧附則第12条第4項の削除に伴う引用条項の改正、並びに固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正でございます。

次に、9 ページから10ページでございますが、附則第21条の2を追加する条文でございますが、これは公益法人等が設置する図書館、博物館、幼稚園につきましては、固定資産税、都市計画税の非課税措置があるわけでございますが、その公益性を踏まえまして、一定の要件を満たす一般社団法人、一般財団法人に移行した法人に限りまして非課税措置の対象に追加する旨の改正でございます。

次に、11、12ページになります。

附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、これは東日本大震災によりまして滅失した居住用家屋の敷地を譲渡した場合におきまして、特例の適用を受けられるわけでございますが、その特例適用譲渡期限を3年から7年に延長する旨の条文の追加でございます。

12ページの下から14ページになります。

附則第23条の改正についてでございますが、本条は震災日におきまして住宅ローン控除の適用家屋が東日本大震災により滅失した場合でも、引き続き残りの期間について控除を受けることができる特例でございますが、当該条文の引用法律名が震災特例法に定義されたことによる文言の整理及び法則第45条改正による条の繰り下げに伴う引用条項の改正となります。

見出し中、「適用期限」を「適用期間」等に改めまして、また、「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改めております。

また、附則第23条に第2項を追加しておりますが、これは住宅ローン控除の計算方法、手続等について簡素化する旨の改正でございますが、地方税法に基づき既に昨年から実施施行されておりましたが、今般、町条例にも盛り込んだものでございます。

以上が今回の改正内容になります。

続きまして、議案第28号 利根町都市計画税条例の一部を改正する条例の改正内容につきまして、補足してご説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

1 ページから3 ページになりますが、附則の第2項、第3項、第4項、第5項及び第6

項の改正につきましては、宅地等の負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正、並びに住宅用地の据え置き特例の廃止に伴う住宅用地関係の文言の削除、及び旧附則第5項の削除による項の繰り上げでございます。

都市計画税の負担調整措置につきましては、従来から固定資産税と同様の負担調整措置を講じております。今回の改正においても、固定資産税における負担調整措置の見直し内容と同様の見直しを都市計画税の負担調整するにおいても講じております。

また、住宅用地に係る据え置き特例の廃止についても同様でございます。

まず、対応年度の改正につきましては、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めております。住宅用地の据え置き特例廃止に伴う文言削除につきましては、2ページの附則第3項中の「住宅用地または商業地等」を「商業地等」に改めております。

3ページで旧附則第5項を削除しまして、項の繰り上げとなっております。

4ページの附則第7項につきましては、農地に係る負担調整措置の継続に伴う対応年度の改正と項の繰り上げとなっております。

5ページでございますが、附則第8項及び第9項の改正につきましては、項の繰り上げでございます。

附則第10項につきましては、項の繰り上げ及び住宅用地の据え置き特例廃止に伴う住宅用地関係の文言の削除及び地方税法附則第18条、第25条の改正に伴う引用条項の改正でございます。

6ページになりまして、附則第11項につきましても項の繰り上げ、及び地方税法附則第15条の改正に伴う引用条項の改正でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第29号について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第29号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、また利根町税条例の改正を受けましての改正でございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして専決処分を行ったものでございます。

改正の内容でございますが、東日本大震災に係る被災住居用財産の敷地に係る譲渡期限の「3年」を「7年」に延長する特例規定を、附則第15項として追加する改正でございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

附則第15項を第16項とし、第14項の次に次の1項を加えるものでございます。

東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例の規定でございます。第15項、世帯主またはその世帯に属する国民健康保険の被保険者もしくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用につきましては、附則第4項中「第36条」とあるのは「第36条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、平成24年4月1日から適用するものでございます。

また、この附則を追加する改正により、利根町国民健康保険税条例附則第4項の国民健康保険税の長期譲渡所得に係る課税の特例規定を読みかえることにより、延長された期限内の長期譲渡所得につきましても、国民健康保険税の所得割を算定する際の総所得金額に加えるものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第27号から議案第29号までの3件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてから日程第10、議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてまでの3件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第8、議案第30号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分についてから、日程第10、議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分についてまでの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第30号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、平成23年度利根町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成24年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりましてご報告をし、ご承認を求めするため提案するものでございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございますが、これは先ほど報告第1号でご説明申し上げました内容でございます。

次に、第3表地方債の補正でございますが、1としまして変更をするものでございます。

起債の目的は災害援護資金貸付債で、限度額を1,430万円を250万円減額いたしまして1,180万円とするものでございます。これは、貸し付け件数の確定によるものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

2といたしまして廃止でございます。

起債の目的で災害廃棄物処理事業債から社会教育施設災害復旧事業債までの5件、限度額3,600万円を廃止するものでございます。

この災害復旧等の5事業の事業費につきましては、震災復興のための特別交付税が交付されることになりましたため廃止するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款2地方譲与税から、次のページになりますが、款7自動車取得税交付金まで、平成23年度の交付額の決定によるものでございます。

款2地方譲与税、項1自動車重量譲与税は1,367万4,000円を増額するものでございます。トータルで前年度と比較しますと86万1,000円増額となっております。

次に、項2地方揮発油譲与税は238万5,000円増額で、前年度と比較しますと198万3,000円の減額でございます。

次に、款3利子割交付金は59万4,000円の減額でございます。前年度と比較いたしますと200万円の減額となっております。

款4配当割交付金でございますが76万円の増額でございます。前年度と比較しますと41万5,000円の増額でございます。

款5株式等譲渡所得割交付金は35万円の増額でございます。前年度と比較しますと9万1,000円の増となっております。

款6地方消費税交付金は413万6,000円の増額でございます。前年度と比較して271万6,000円の減額となっております。

次に、10ページでございますが、款7自動車取得税交付金でございますが81万6,000円の減額でございます。前年度と比較しますと334万3,000円の減額でございます。

次に、款9地方交付税でございますが2億3,083万3,000円の増額でございます。これは特別交付税でございますして、2億6,083万3,000円が交付決定されまして、当初予算に3,000万円の計上があったことから差額を計上したものでございます。

内訳でございますが、通常分の特別交付税が9,321万4,000円、震災復興のための特別交付税が1億6,761万9,000円でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金で135万7,000円の増額でございます。これは、放射線測定器などの費用について補助されるものでございます。

次に、款14県支出金、目3衛生費県補助金は198万5,000円の増額でございます。これは、災害廃棄物処理に係る補助金で、国の補助が2分の1（訂正：30%）ございまして、その残りの2分の1が県から補助されるものでございます。

次に、目6土木費県補助金でございますが、672万円を増額するものでございます。これは、歩道などの整備を伴う道路を整備する際に県から補助されたものでございます。

次に、款15財産収入は、財政調整基金の利子を計上したものでございます。

次のページになりますが、項2財産売却収入につきましては1,178万8,000円の増額で、スーパー堤防整備区域内の町有地を国に売却をしたことによる売却代金でございます。

次に、款17繰入金の目1財政調整基金繰入金で9,846万4,000円の減額、次に、目2利根町公共公益施設維持整備基金繰入金で406万1,000円の減額、目3利根町地域づくり特別対策事業基金繰入金で143万円の減額、目5利根町義務教育施設整備基金繰入金で26万3,000円の減額及び目8茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金で1,938万9,000円の減額につきましては、それぞれの基金を充てておりました事業費が確定したことから、各基金に繰り戻すものでございます。

次に、款19諸収入は670万5,000円を増額するものでございます。これは、建物災害共済の見舞金及び全国市町村振興協会からの災害対策支援金を計上したものでございます。

次に、款20町債は、地方債の廃止のところでご説明したとおりでございます。

続きまして、13ページになります。

歳出でございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費で250万円を減額するものでございます。これは、災害援護資金貸付件数の決定により事業費が確定したことによるものでございます。

次に、目5医療総務費の212万6,000円の増額については、国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金で、東日本大震災により被災しました国保診療所の施設の災害復旧事業に対して、国の方から特別交付税として交付金が交付されることになったため繰り出すものでございます。

次に、項2児童福祉費で143万円の減額でございますが、子育て応援手当の事業費が確定したことによるものでございます。

款4衛生費は、国庫支出金及び県支出金の補助があったため、財源内訳を変更するもの

でございます。

次に、14ページでございます。

款7土木費、目2道路維持費で1,673万円を減額するものでございます。これは、道路維持工事事業及び浄化センター周辺生活環境施設整備事業の事業費の確定によるものでございます。

次に、款9教育費、項2小学校費については、国庫補助があったことから財源内訳を変更するものでございます。

項3中学校費は、中学校屋根つき通路の工事費の確定によるものでございます。

次のページになりますが、款11諸支出金、目1財政調整基金費は基金利子を積み立てるものでございます。

目12利根町環境施設整備基金費については1億3,597万3,000円を計上するものでございます。これは、今回の補正予算で余剰額が生じたことから、今後の環境施設整備の財源に充てるため積み立てをするものでございます。

次に、款13災害復旧費については、震災復興の特別交付税及び全国市町村振興協会から東日本大震災災害対策支援金が交付されましたことから、財源内訳を変更するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第31号について、保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長鬼澤俊一君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（鬼澤俊一君） それでは、議案第31号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分につきまして、補足してご説明申し上げます。

この補正予算につきましては、平成23年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしております。同条第3項の規定によりましてご報告し、ご承認を求めらるものでございます。

4ページをお願いいたします。

初めに、歳出からご説明をいたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費で40万円を減額するものでございます。

これにつきましては、診療所維持管理工事費が確定したことによる減額でございます。続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

初めに、款4繰入金、項3他会計繰入金、目1の一般会計繰入金で212万6,000円を増額するものでございます。これは、東日本大震災に伴う震災復興特別交付税に診療所災害復旧工事分が算入されたため、一般会計繰入金として事業費に充当となったためによるものでございます。

続きまして、款4繰入金、項2基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金で252万6,000円

を減額するものでございます。これにつきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、一般会計繰入金の補正額分と工事費の減額分の合計額を財政調整基金に戻すものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第32号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第32号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第1号）の専決処分につきまして補足してご説明申し上げます。

この予算につきましては、平成24年5月14日付で地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただいております。そして、同条第3項の規定によりましてご報告をし、ご承認を求めするため提案をするものでございます。

それでは、6ページと7ページをごらんください。

歳入でございますが、款17繰入金については、今回の補正予算の財源に充てるため、財政調整基金から繰り入れをするものでございます。

次に、7ページの方の歳出でございますが、款2総務費、目2秘書広聴費で50万円を増額するものでございます。これは、5月6日に発生いたしました竜巻によりまして被災をされましたつくば市に対する災害見舞金を計上したものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第30号から議案第32号までの3件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

暫時休憩します。

午前10時58分休憩

午前11時15分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例から日程第13、議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第11、議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例から、日

程第13、議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

議案第33号から議案第35号までについて、総務課長師岡昌巳君。

〔総務課長師岡昌巳君登壇〕

総務課長（師岡昌巳君） それでは、議案第33号 利根町職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正でございますが、提案理由にありますとおり、平成24年4月1日をもって茨城県南水道企業団に利根町水道事業が加入したことに伴いまして、公営企業の職員を削除するとともに、町全体の定数の見直しをしたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

第2条、第2号で町長の事務部局の職員「151人」を「130人」に、並びに第3号、教育委員会の事務部局の職員及び教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の教育機関に勤務する職員「46人」を「34人」に改めるものでございます。また、第5号、「公営企業の職員7人」を削除するものでございます。

なお、平成24年4月1日現在の町職員数でございますが、議会の事務部局の職員3名、町長の事務部局の職員124名、教育委員会関係の職員32名、農業委員会の事務部局の職員につきましては、町長部局の職員と併任となっておりますので、3名おりますが、実質ゼロとなっております、合計で159名でございます。

現時点での職員数を上回った定数となっておりますが、平成26年度から再任用制度が改正される予定でもあり、その後の大量退職者も見込まれることから、一時的に職員数がふえると思われるため余裕をもった定数となっております。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行する。

続きまして、議案第34号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正でございますが、さきの条例改正と同様に、平成24年4月1日をもって茨城県南水道企業団に利根町水道事業が加入したことに伴いまして、水道事業運営協議会を削除したいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表をごらんください。

別表第1中、「水道事業運営協議会、委員長、月額5,800円、副委員長、月額5,400円、委員、月額5,100円」を削除するものでございます。

次に参考資料の裏面でございますが、別表第2中、「水道事業運営協議会委員」を削除するものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、議案第35号 利根町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する

条例につきまして、補足してご説明いたします。

今回の改正でございますが、提案理由にありますとおり、利根町水道事業の設置等に関する条例の廃止に伴いまして、同条例に関する事項を削除したいので提案するものでございます。

参考資料、新旧対照表をごらんください。

別表中、「第15項利根町水道事業の設置等に関する条例（昭和50年利根町条例第27号）」を削り、第16項中、「利根町」を「利根町民」に改め、同項を第15項とするものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第33号から議案第35号までの3件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、議案第36号 利根町暴力団排除条例を議題とします。
補足説明を求めます。
総務課長師岡昌巳君。

〔総務課長師岡昌巳君登壇〕

総務課長（師岡昌巳君） それでは、議案第36号 利根町暴力団排除条例につきまして、補足してご説明いたします。

この条例は、提案理由にありますように、暴力団の排除に関する施策等を定め、町民の安全で平穏な生活を確保するために提案するものでございます。

第1条でございますが、これは本条例の目的を規定したものでございます。

第1条 この条例は、利根町からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活の確保と利根町における社会経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2条でございますが、本条例における用語の定義を規定したものでございます。

次に、第3条でございますが、暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものでございます。

第3条 暴力団の排除は、町民等が、暴力団が町民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を

提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民等、関係機関及び関係団体の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

第4条でございますが、町が果たすべき責務を明示したもので、町民等や関係機関と連携して暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定したものでございます。

第5条でございますが、町民等の役割の重要性にかんがみ、第1項において、町民等の暴力団員等からの不当要求の拒否及び暴力団情報を知った際の町への提供、第2項においては、町民の暴力団排除への自主的な取り組みと町の施策への協力、第3項におきましては、事業者の暴力団との関係の遮断及び町の暴力団排除施策への協力について規定したものでございます。

第6条でございますが、町が暴力団からの不当要求を防止するための措置について規定したものでございます。

第7条でございますが、町が実施する事務または事業が暴力団を利することとならないよう、町の必要な措置を講ずることを規定したものでございます。

第8条でございますが、町民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、町民等に対する暴力団排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを規定したものでございます。

第9条でございますが、町民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、町が広報及び啓発を行うことを規定したものでございます。

第10条でございます。町が暴力団の排除に資すると認められる情報を知った際に、県に情報提供を行うことを規定したものでございます。

第11条でございますが、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育、指導等が生徒たちに対して行われるよう、町が適切な措置を講ずることや社会全体において青少年の育成に携わる者が、青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることなどを規定したものでございます。

第12条でございますが、町民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものでございます。

第13条でございます。町民による暴力団に対する財産上の利益供与の禁止を規定したものであり、第1項におきましては、暴力団の威力を利用する目的での利益供与、第2項におきましては、暴力団の活動または運営に協力する目的での利益供与を禁止したものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第36号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月

13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第15、議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例及び日程第16、議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の2件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第15、議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例及び日程第16、議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第37号について、住民課長木村克美君。

〔住民課長木村克美君登壇〕

住民課長（木村克美君） 議案第37号 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足して説明いたします。

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日をもって公布されまして、施行日が平成24年7月9日と定められました。また、それと同時に外国人登録法が廃止されます。それに伴いまして、関係条例の一部を改めたいので提案するものでございます。

第1条につきましては、利根町課等設置条例の一部改正でございます。参考資料で説明いたします。

議案第37号参考資料1、利根町課等設置条例新旧対照表を参照願います。

1枚めくっていただきまして、第2条、住民課の項第1号中、「住民登録」を「住民基本台帳」に改め、また、外国人登録法が廃止されるため、第2号を削除しまして、第3号を同項第2号といたします。

これは、住民基本台帳に外国人住民として記録されるためでございます。

第2条につきましては、利根町印鑑条例の一部改正でございます。

1枚めくっていただきまして議案第37号参考資料2、利根町印鑑条例新旧対照表を参照いただきます。

7月9日以降、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳に外国人住民として記録されるために、第1条第1項を印鑑の登録を受けられることができるものは、住民基本台帳法に基づ

き、本町の住民基本台帳に記録されている者と改正するものでございます。

1枚めくっていただきまして、第4条第3項第3号についてですが、外国人は日本で生活する上で、本国名と通称名というものを登録することも可能でございます。その通称名も印鑑登録証明書にも記載されますので、「氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」に改正するものでございます。

第4条第3項第7号についてですが、外国人住民の氏名はローマ字で登録いたしますが、カタカナを併記登録することができますので、併記登録したカタカナの印鑑でも印鑑登録もできる解釈で、(7)外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたものであらわされている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記、とするものでございます。

第4条第3項第8号は、改正前の7号を8号と改正するものでございます。

第12条第1項第3号についてでございますが、この条文は外国人住民に関する特例で、法30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと、在留資格が短期滞在等に変更または在留期限が過ぎてしまった外国人住民は住民基本台帳から抹消されるため、それと同時に印鑑登録も抹消するという解釈で、「転出または死亡したこと」を「転出、死亡または法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったこと(日本国籍を取得した場合を除く。)」に改正するものでございます。

また、同項第4号については、通称名、カタカナ表記の文字で印鑑登録をしていた場合、その通称名、カタカナ表記を変更した場合、印鑑登録の印影と違う文字になった場合は登録を抹消するということで、「氏名、氏または名を変更したこと」を「氏名、氏または名(外国人住民にあっては、通称または氏名のカタカナ表記を含む。)を変更したことまたは外国人住民にあっては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったこと(日本の国籍取得した場合を除く。)」に改正するものでございます。

第15条第1項第1号つきましては、外国人住民は本国名とあわせて通称名を登録することもできるため、印鑑登録証明書にも本国名とあわせて表記されるため、「氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」と改正するものです。

1枚めくっていただきまして、同項第5号については、外国人住民は本国名とあわせてカタカナも併記することができるので、登録されている場合は印鑑登録証明書にも表記されることとなりますので、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考の欄に記録されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を加えるものでございます。

第3条は、利根町災害見舞金等支給条例の一部を改正するものでございます。

議案第37号参考資料3、利根町災害見舞金等支給条例新旧対照表を参照願います。

第3条につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、それと同時に外国人登録法が廃止になるため、「または外国人登録法により登録されている者」を削除するものでございます。

この条例は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行されるため、同日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第38号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） 議案第38号 利根町都市計画審議会条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

提案理由でございますが、裏面でございますとおり、第2次一括法の施行に伴い、都市計画法で定める都市計画決定の権限の一部が都道府県から市町村に移譲されたが、この権限を町が有するためには、本町都市計画審議会を都市計画法で定める、いわゆる法定都市計画審議会として設置する必要があるので、利根町都市計画審議会条例の設置等に関する規定を改めたいので提案するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表で説明いたします。

改正案の第1条でございますけれども、今、提案理由で申しましたとおり、都市計画法で定める審議会として位置づけしたものでございます。

続きまして、組織、第3条でございますが、現行の方は学識経験のある者「8名」としたものを「5名」と、5人以内としてございます。

続きまして、町議会の議員「5人以内」となっておりますが、それを「3人以内」と定めてございます。これは議員定数の改正に伴いまして18分の12にしたということでございます。

続きまして、町の職員、これは変わらず3人以内でございます。

4としまして町民を3人以内と決めてございます。これはうちの方の学識経験のある者8名を学識経験の5人と町民の3人と分けてございます。

次の2項でございますけれども、任期でございますが、「前項第1号」を「前項の第1号及び第4号」ということで第4号を追加してございます。

その下でございますけれども、補欠委員の任期を定めたものでございます。

裏側をお願いいたします。

第5条でございますけれども、審議会の会長の決め方を定めてございます。

この条例は、平成24年9月1日から施行するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第37号及び議案第38号の2件について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第17、議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第39号 平成24年度利根町一般会計補正予算（第2号）につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款13国庫支出金、目3衛生費国庫補助金で4,173万6,000円を増額するものでございます。これは、福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質の放射線対策に対して補助されるものでございます。

次に、款14県支出金、目1総務費県補助金で5,000万円を増額するものでございます。これは、先ほど町長からもお話がございましたが、本庁舎議会棟の屋上に太陽光発電設備と蓄電池を整備するための補助金でございまして、庁舎を防災のための拠点施設として位置づけまして、再生可能エネルギー導入のための補助の内示があったため補正をするものでございます。

次に、款17繰入金、目1財政調整基金繰入金は12万5,000円を増額するものでございます。これは、今回の補正予算の財源調整に伴い事業費に充てるため繰り入れをするものでございます。

続きまして、7ページでございます。

歳出でございます。

款2総務費、目5財産管理費で5,000万円を増額するものでございます。これは、歳入でご説明いたしました太陽光発電設備と蓄電池を整備するための国補事業を計上したものでございます。

款4衛生費、目4環境衛生費は4,173万6,000円を増額でございます。これは放射線対策事業費でございまして、主なものとしたしましては、節11需用費で放射線測定器の電池の購入費、節12役務費で放射線測定器の正確性を期するため、機器の測定値の校正手数料を計上してございます。また、節13委託料で公園や小中学校などの除染を行うに当たり、10

メートル四方ごとに放射線量のモニタリング詳細調査を行うことが必須条件でございます。それらの経費を計上したものでございます。節18備品購入費につきましては、線を測定できるシンチレーションサーベイメーター1台の購入費と環境省のガイドラインによりますと、汚染の程度を測定する際にシンチレーションサーベイメーターを使用する際には、遮へい体を使って測定することができるということになっていまして、その放射線の測定器の遮へい体2台を購入するものでございます。

続きまして、款8消防費、目5防災費で12万5,000円の増額でございます。これは、平成19年3月に閉校いたしました旧利根中学校の屋内運動場につきまして、災害時の避難所となっておりますことから、大型の発電機を整備いたしまして災害時の際の対応をいたしました。本年4月に日本ウェルネススポーツ大学が開校しましたことから、設置してありました発電機を役場の倉庫に移動するとともに、災害発生時に活用するための台車や分電盤を購入する経費を計上したものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

議案第39号について、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の6月13日に質疑、討論、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第18、議員提出議案第2号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

提出議案の説明を求めます。

提出者を代表して利根町議会議員白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） それでは、この議案の提出理由について簡単にご説明申し上げます。

資料の提案理由のところに書いてございますように、このたび利根町水道事業と茨城県南水道企業団の統合に伴い、利根町水道事業の設置等に関する条例が廃止されたことから、総務産業建設委員会の所管を改めたいので提案するものでございます。

横書きの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この中の第2条の中で、所管の仕事として「水道課の所管に属する事項」というものを削除するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

本案については、賛成議員が全員でありますので、質疑及び討論を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第19、請願第3号 東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願を議題とします。

趣旨説明を求めます。

紹介議員を代表して、利根町議会議員守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） それでは、請願第3号、平成24年4月5日に提出された東海第二原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願、請願者住所氏名、利根町羽根野800-174、脱原発ネットワーク茨城、佐藤純子さん、紹介議員、利根町議会議員、守谷貞明、同じく利根町町議会議員、高橋一男、同じく町議会議員、坂本啓次、以上3名の紹介議員を代表して私が簡単に説明させていただきます。

この請願の趣旨をまず説明いたします。

〔請願趣旨〕

平成23年3月11日に起きた、東京電力福島第一原子力発電所の事故は、「五重の壁」と言われた安全対策をも吹き飛ばす、あってはならない事故となり、茨城県全域が放射性物質の汚染地帯とされてしまいました。

しかも、未だに完全な収束もなしえず、事故処理、廃炉とするために30年以上の歳月が必要とされています。

茨城県には東海村に東海原子力発電所が存在し、その2号機は33年以上も操業を続けてきました。今回の震災では地震と津波に見舞われ、外部電源は切れ、破損しないで残った2台の非常電源を使用して冷却を続け、三日目半後ようやく冷温停止となる間一髪の事態となり、現在はそのまま定期点検に入り、新たな安全対策の追加工事が進められています。

今までの「安全神話」は崩れ去りました。原子力安全対策委員会は事故時の立ち入り禁止区域を30キロ圏内に広げることになりましたが、東海原発の場合、30キロ圏内で約100万人、20キロ圏内でも約75万人が生活しています。こうした人口稠密地帯を抱える東海原発にこれ以上操業を認めることはできません。さらに、この間だけでもダクトの腐敗による穴あきや人為的ミスが多発など、県民の安全を確保することはかなわぬものとなっています。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき、東海第二原子力発電所の再稼働を認めず廃炉を求める意見書を貴議会で採択していただき、内閣総理大臣ほか関係閣僚、衆参議長並びに茨城県知事に対して提出していただけるよう請願いたします。

〔請願事項〕

- 1．東海第二原子力発電所の定期点検中の調整運転の自粛を事業者に求めること。
- 2．東海第二原子力発電所の再稼働を認めないこと。
- 3．東海第二原子力発電所の廃炉を事業者に求めること。
- 4．廃炉に伴う事業所、周辺自治体、周辺経済などへの影響に十分な配慮をすること。
- 5．茨城県の原子力災害対策を見直し、30キロ圏内100万人県民の安全対策や避難計画、また新たな50キロ圏内の安全対策を策定すること。

以上を求めます。

提出先

内閣総理大臣 経済産業大臣 原発事故の収束及び再発防止担当大臣 衆議院議長
参議院議長 茨城県知事

以上であります。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっている本請願の取り扱いについては、本日は説明のみにとどめ、放射能等災害対策特別委員会に付託し審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

放射能等災害対策特別委員会におかれましては、十分なる審査の上、本定例会最終日に審査状況、結果の報告をお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時57分散会